

(別添 1)



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

問合せ先：

厚生労働省医薬食品局
食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室
(内線 2474, 2496, 2498)

平成26年度
輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果

平成27年8月
厚生労働省医薬食品局食品安全部

平成 26 年度輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果

はじめに

平成 26 年度において、我が国に輸入された食品、添加物、器具、容器包装及び乳幼児用おもちゃ（以下「食品等」という。）は、輸入届出件数で約 222 万件、輸入重量で約 3,241 万トンでした。一方、農林水産省が作成した「平成 26 年度食料需給表」によると、我が国の食料自給率は約 4 割（供給熱量総合食料自給率）とされており、熱量ベースで約 6 割を国外に依存する状況となっています。

我が国に輸入される食品等（以下「輸入食品等」という。）の安全性を確保するために国が行う監視指導については、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 23 条第 1 項の規定により、食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針（平成 15 年厚生労働省告示第 301 号）に基づき、リスクコミュニケーションの実施及びパブリックコメントの募集を経て、平成 26 年度輸入食品監視指導計画（以下「計画」という。）を策定し、同条第 3 項の規定により官庁報告として官報に公表した上で、計画に基づいて行ったところです。

今般、計画に基づいて実施したモニタリング検査、検査命令等の輸入食品等に係る検査の実施状況及びその結果の概要、輸入者に対する監視指導及びその結果等の監視指導の実施状況並びに輸出国における協議等について詳細を取りまとめたので公表します。

参 考：「輸入食品監視業務 ～輸入食品の安全を守るために～」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoushokuhin/yunyu_kanshi/index.html



1. 平成26年度輸入食品監視指導計画の概要

1 輸入食品監視指導計画とは

輸入食品等について国が行う監視指導の実施に関する計画（法第23条）をいう。

【目的】国が、輸入時の検査や輸入者の監視指導等を重点的、効果的かつ効率的に実施することを推進し、輸入食品等の一層の安全性確保を図る。

2 輸入食品等の監視指導の基本的な考え方

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第4条（食品の安全性確保は、国の内外における食品供給行程の各段階において適切な措置を講じることにより行わなければならない）の観点から、輸出国、輸入時及び国内流通時の3段階での安全確保対策を図るべく計画を策定。

3 重点的に監視指導を実施すべき項目

- 輸入届出時における法違反の有無の確認
- モニタリング検査^{※1}（平成26年度計画：168食品群、94,043件）の実施
- 検査命令^{※2}（平成26年4月1日現在：全輸出国対象の17品目及び26カ国・1地域対象の75品目）
- 包括的輸入禁止措置^{※3}
- 海外情報等に基づく緊急対応

4 輸出国における安全対策の推進

- 対日輸出食品の安全対策に関する計画的な情報収集及び現地調査による衛生対策の推進
- 二国間協議や現地調査を通じた、農薬等の管理、監視体制の強化、輸出前検査等による衛生管理対策の確立の要請
- 輸出国における説明会の開催等を通じた、政府担当者及び生産者に対する食品安全規制の周知

5 輸入者への自主的な衛生管理の実施に関する指導

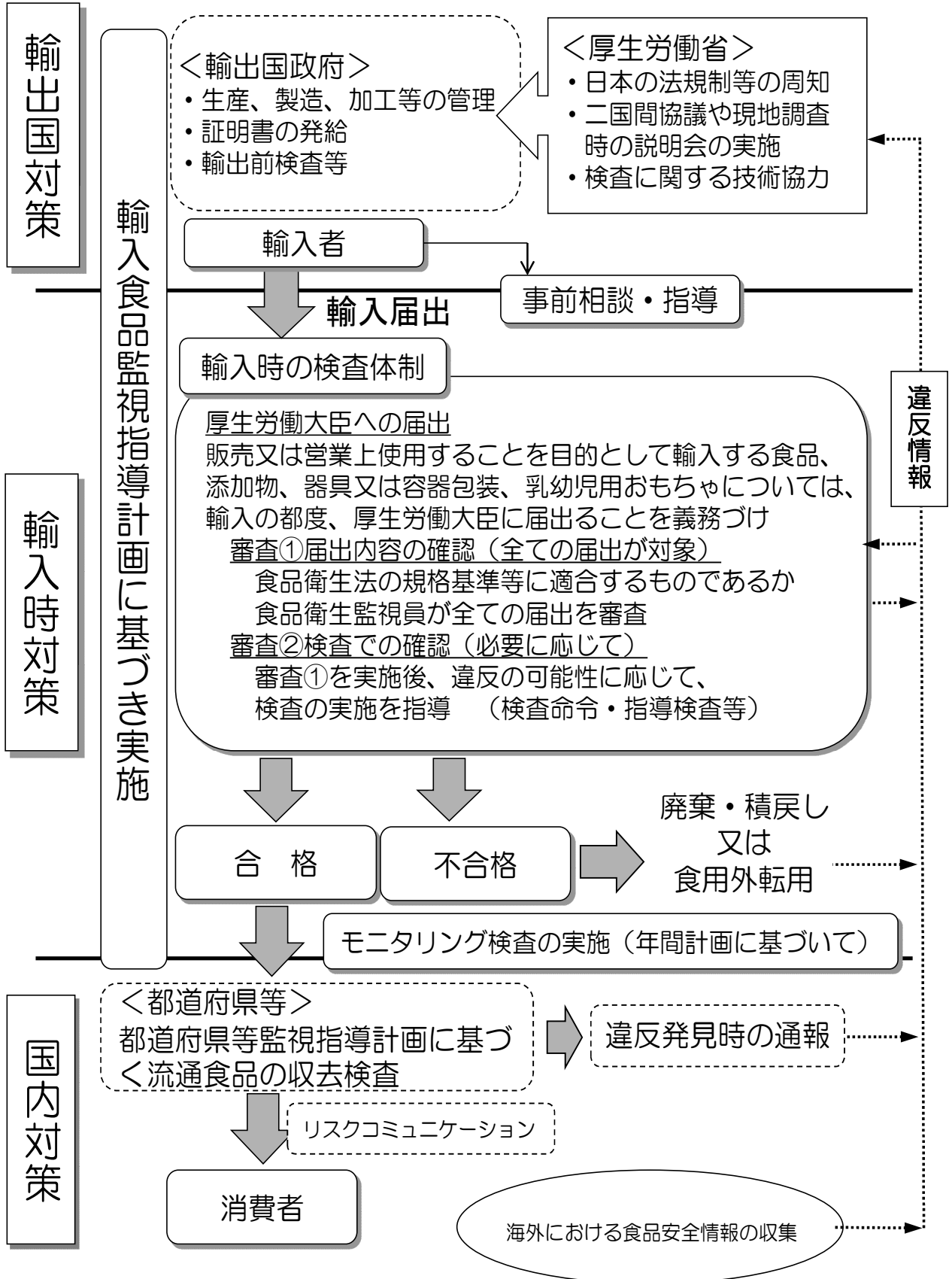
- 輸入前指導（いわゆる輸入相談）
- 輸入前、初回輸入時及び定期的自主検査の指導
- 記録の作成、保存に係る指導
- 輸入者等への食品安全に関する知識の普及啓発

※1：食品の種類毎に輸入量、違反率等を勘案した統計学的な考え方に基づく計画的な検査

※2：違反の可能性が高いものについて輸入の都度、輸入者に対し検査を命令し、検査結果が法に適合しなければ輸入・流通が認められない検査

※3：危害の発生防止の観点から必要と認められる場合、検査を要せずに厚生労働大臣が特定の食品等の販売、輸入を禁止できる措置

輸入食品の監視体制等の概要



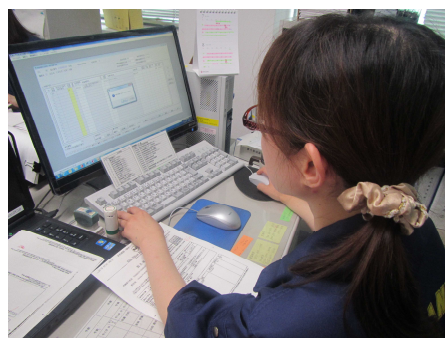
2. 平成26年度輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果

輸入食品等の安全性確保については、食品安全基本法第4条による、輸出国における生産、製造、加工等の段階から輸入後の国内流通までの各段階において、適切な措置が講じられることが必要であるとの基本的な考え方にに基づき、厚生労働省本省及び検疫所においては、以下に掲げる措置を講じた。

(1) 法第27条に基づく輸入届出時における審査

法第27条の規定に基づく輸入届出により、法第11条第1項又は第18条第1項の規定に基づく食品等の規格又は基準(以下「規格基準」という。)をはじめとする法への適合性の審査を行うとともに、輸入時において必要な検査を実施した。

平成26年度の届出・検査・違反状況(表1)をみると、輸入届出件数は2,216,012件であり、輸入届出重量は32,412千トンであった。これに対し、195,390件について検査を実施し、このうち877件(延べ913件)を法違反として、積み戻し又は廃棄等の措置を講じた。これは届出件数の0.04%に相当する。



コンピュータシステムによる届出審査

(2) 法第28条に基づくモニタリング検査

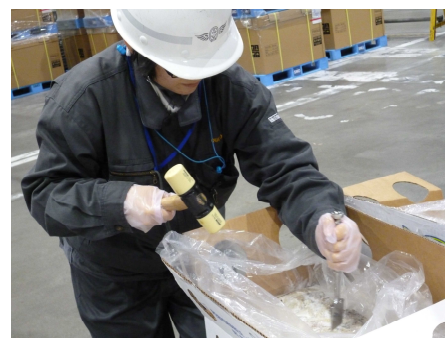
モニタリング検査については、多種多様な輸入食品等について、統計学的に一定の信頼度で違反を検出することが可能な検査数を基本として、食品群ごとに、輸入実績及び違反率等を勘案し、検疫所が行う検査件数及び検査項目を定めており、平成26年度は延べ94,043件の検査を計画した。

海外での食中毒や食品からの病原微生物の検出事例を踏まえ、病原微生物に係る検査の強化を着実に実施した。

さらに、各検疫所におけるモニタリング検査の実施状況の確認を行い、輸入実態に即した検査が実施可能となるよう年度途中における計画の見直しを行った。

平成26年度のモニタリング検査実施状況(表2)をみると、延べ94,043件の計画に対し、延べ96,580件(実数53,065件)(延べ件数に対する実施率:約103%)を実施し、このうち138件(延べ143件)を法違反として、回収等の措置を講じた。

モニタリング検査等で法違反が発見された場合の対応としては、同一食品の検査を強化し(表3)、残留農薬及び残留動物用医薬品で同一国の食品について複数回の法違反が発見された場合等、法違反の可能性が高いと見込まれる食品については、輸入の都度検査を実施する検査命令(表4)の対象としたほか、アフラトキシン等が発見された食品は直ちに検査命令(表5)の対象として検査強化を図った。



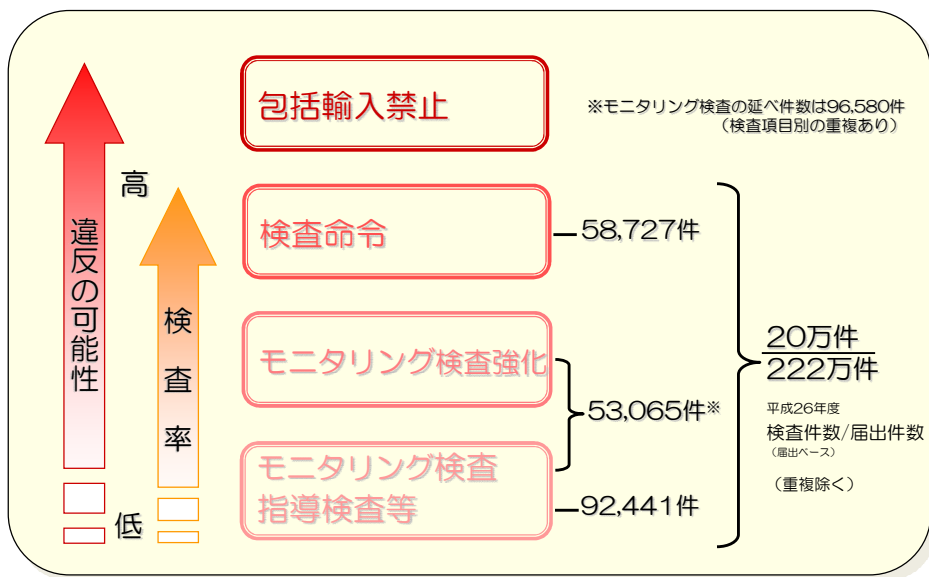
保税倉庫での検体採取

(3) 法第 26 条に基づく検査命令

食品衛生上の危害の発生防止のため、法違反の可能性の高い輸入食品等については、対象国・地域、対象食品等及び検査の項目等を定め、法第 26 条の規定に基づく検査命令を実施した。

平成 27 年 3 月 31 日現在で、全輸出国対象の 17 品目及び 32 カ国・1 地域対象の 79 品目を検査命令の対象としており、平成 26 年度の検査命令の実績（表 6）をみると、58,727 件（延べ 95,346 件）を実施し、このうち 251 件（延べ 255 件）を法違反として、積み戻し又は廃棄等の措置を講じた。

輸入時の検査体制の概要



(4) 違反状況（注：違反件数については延べ数）

違反件数 913 件について、事例を条文別（表 7）にみると、食品の微生物規格、残留農薬の基準、添加物の使用基準等の規格基準に係る法第 11 条違反の 539 件（59.0%：違反件数に対する割合）が最も多く、次いでアフラトキシン等の有害・有毒物質の付着等に係る法第 6 条違反の 245 件（26.8%）、器具又は容器包装の規格に係る法第 18 条違反の 70 件（7.7%）、指定外添加物の使用に係る法第 10 条違反の 54 件（5.9%）、食肉の衛生証明書に係る法第 9 条違反の 3 件（0.3%）おもちゃの規格に係る法第 62 条（準用規定）違反の 2 件（0.2%）と続いている。

検査内容別の違反事例をみると、冷凍食品等の微生物規格に係る違反事例（表 8-①）207 件（22.7%：違反件数（913 件）に対する割合）が最も多く、次いで残留農薬に係る違反事例（表 8-②）が 195 件（21.4%）、有害、有毒物質及び病原微生物に係る違反事例（表 8-③）163 件（17.9%）、指定外添加物の使用や使用基準違反等の添加物に係る違反事例（表 8-④）119 件（13.0%）、腐敗、変敗、異臭及びカビの発生等に係る違反事例（表 8-⑤）82 件（9.0%）、器具、容器包装規格に係る違反事例（表 8-⑥）70 件（7.7%）、残留動物用医薬品に係る違反事例（表 8-⑦）42 件（4.6%）、おもちゃの規格に係る違反事例（表 8-⑧）2 件（0.2%）の順となっている。

微生物規格に係る違反事例（表 8-①）を国別にみると、中国が 70 件（33.8%：微生物規格に係る違反件数（207 件）に対する割合）、次いでタイ 28 件（13.5%）、韓国 22 件（10.6%）と続いている。これらの品目別、違反内容別の主な違反事例をみると、いずれの国も冷凍食品の微生物規格（細菌数、大腸菌群、E. coli（大腸菌））の違反が上位を占めている。

残留農薬に係る違反事例（表 8-②）を国別にみると、中国が 49 件（25.1%：残留農薬に係る違反件数（195 件）に対する割合）、次いでガーナ 45 件（23.1%）、韓国 16 件（8.2%）と続いている。これらの品目別、違反内容別の主な違反事例をみると、中国では、たまねぎのチアメトキサム、ガーナでは、カカオ豆のシベルメトリン、韓国では、赤とうがらしのジフェノコナゾールなどの違反が上位を占めている。

有害・有毒物質及び病原微生物に係る違反事例（表 8-③）を国別にみると、米国が 43 件（26.4%：有害・有毒物質及び病原微生物に係る違反件数（163 件）に対する割合）、次いで中国 28 件（17.2%）、イタリア 26 件（16.0%）と続いている。これらの品目別、違反内容別の主な違反事例をみると、米国では、アーモンドのアフラトキシンの付着、中国では、落花生のアフラトキシンの付着、イタリアでは、非加熱食肉製品のリステリア・モノサイトゲネスなどの違反が上位を占めている。

添加物に係る違反事例（表 8-④）を国別にみると、中国が 15 件（12.6%：添加物に係る違反件数（119 件）に対する割合）、次いでイタリア 12 件（10.1%）、ドイツ 11 件（9.2%）と続いている。これらの品目別、違反内容別の主な違反事例をみると、中国では、塩蔵たけのこの漂白剤の使用基準違反、イタリアでは、果実酢の酸化防止剤の使用基準違反、ドイツではリキュール類への指定外添加物の使用などが上位を占めている。

腐敗、変敗、異臭及びカビの発生等に係る違反事例（表 8-⑤）を国別にみると、米国が 19 件（23.2%：腐敗、変敗、異臭及びカビの発生に係る違反件数（82 件）に対する割合）、次いでタイ 18 件（22.0%）、コロンビア 10 件（12.2%）と続いている。これらの品目別の主な違反事例をみると、米国では、小麦、タイでは、米、コロンビアでは、コーヒー豆などの違反が上位を占めている。

器具、容器包装に係る違反事例（表 8-⑥）を国別にみると、中国が 36 件（51.4%：器具、容器包装に係る違反件数（70 件）に対する割合）、次いでマレーシア 8 件（11.4%）と続いている。これらの材質別の主な違反事例をみると、合成樹脂製の違反が 37 件と最も多くなっている。

残留動物用医薬品に係る違反事例（表 8-⑦）を国別にみると、ベトナムが 26 件（61.9%：残留動物用医薬品に係る違反件数（42 件）に対する割合）、次いでインド 10 件（23.8%）、中国 5 件（11.9%）と続いている。これらの品目別、違反内容別の主な違反事例をみると、ベトナムでは、えびのエンロフロキサシン、インドでは、えびのフラゾリドン、中国では、たこのフラゾリドンなどの違反が上位を占めている。

おもちゃに係る違反事例（表 8-⑧）を国別にみると、中国が 2 件（100%：おもちゃに係る違反件数（2 件）に対する割合）となっている。これらの違反事例をみると、合成樹脂製及び組み合わせのフタル酸エステル類の違反が各 1 件となっている。

(5) 海外からの食品安全問題発生情報等に基づく緊急対応

国立医薬品食品衛生研究所や内閣府食品安全委員会において収集している海外での食中毒の発生情報や違反食品の回収等の情報に基づき、平成 26 年度においては、デンマークにおける豚のジエチルスチルベストロール、フランスにおけるナチュラルチーズの腸管出血性大腸菌 026 汚染、スイス及びドイツにおける穀類調整品のチョウセンアサガオの種子混入などについて、輸入時の監視体制の強化及び輸入実績が確認された場合に国内の流通状況の調査を行い、回収等の措置を指示した（表 9）。

また、平成 20 年 1 月に発生した中国産冷凍ギョウザによる薬物中毒事案を受け、加工食品の残留農薬検査について、平成 26 年度中に計 12,678 検体を実施した結果、ミャンマー産の冷凍すり身でクロルピリホスの違反が 1 件認められたことから、監視体制の強化を行った。

(6) 輸出国における衛生対策の推進

平成 26 年度においては、輸出国における衛生対策の推進として、検査命令やモニタリング検査強化対象となった食品について、輸出国政府に対し、当該食品の違反情報を提供するとともに、二国間協議等を通じて違反原因の究明や再発防止対策を講じるよう要請した。

このうち、残留農薬や牛海綿状脳症（以下「BSE」という。）の問題など、輸出国における生産、加工段階での衛生対策の確認が必要な場合には、輸出国へ専門家を派遣し、当該輸出国の衛生対策の現地調査等を行った（表 10）。

スペイン産食肉製品及び非加熱食肉製品については、平成 26 年 10 月 8 日から 10 月 10 日にかけて、リステリア・モノサイトゲネスの管理体制確認のため現地調査を実施した。

イタリア産非加熱食肉製品、ナチュラルチーズ及びゴルゴンゾーラチーズについては、平成 26 年 10 月 13 日から 10 月 17 日にかけて、リステリア・モノサイトゲネスの管理体制確認のため現地調査を実施した。

タイ産アスパラガス、おくら、バナナ、マンゴー、マンゴスチンについては、平成 27 年 2 月 8 日から 2 月 14 日にかけて残留農薬に係る管理体制の確認のため現地調査を実施した。

ポーランド産牛肉については、平成 26 年 6 月 23 日から 6 月 27 日にかけて、対日輸出認定施設について査察を行い、対日輸出プログラムの実施準備状況について、現地調査を実施した。

米国産牛肉については、平成 26 年 11 月 2 日から 11 月 13 日にかけて、対日輸出認定施設について定期査察を行い、対日輸出プログラム遵守状況の確認・検証を実施した。

カナダ産牛肉については、平成 27 年 3 月 22 日から 3 月 28 日にかけて、対日輸出認定施設について定期査察を行い、対日輸出プログラム遵守状況の確認・検証を実施した。

また、輸出国政府が主催する衛生管理研修等を通じ、米国における遺伝子組換



タイ産おくらの農場

え作物の衛生管理体制の確認のため専門家を派遣した。

(7) 輸出国事前調査における衛生対策の推進

平成 21 年度から実施している取組として、問題発生 of 未然防止の観点から、輸出国段階の衛生対策に関する計画的な情報収集及び必要に応じて現地調査を行っている。

平成 26 年度においては、アルゼンチン、チリ及びパラグアイについて実施し、輸出国政府の取組、生産者及び製造者の取組状況について調査を行った(表 11)。

① アルゼンチン

アルゼンチンにおける食品衛生規制について、政府担当者から説明を受け、調査及び意見交換を行い、日本の輸入食品監視体制及び衛生規則について政府関係者を対象にセミナーを開催した。

また、サーモン加工施設及び牛と畜・加工施設の現地調査を行い、管理状況等について調査を実施した。

② チリ

チリにおける食品衛生規制について、政府担当者から食品衛生規制等の説明を受け、調査及び意見交換を行い、日本の輸入食品監視体制及び衛生規則について政府関係者を対象にセミナーを開催した。

また、養豚場・と畜場及びサーモン養殖・加工施設の現地調査を行い、動物用医薬品等の管理状況等について現地調査を実施した。

③ パラグアイ

パラグアイにおける食品衛生規制について、パラグアイ政府担当者より説明を受け、意見交換を行い、日本の輸入食品監視体制及び衛生規則についてパラグアイ政府関係者及び食品事業者等を対象にセミナーを開催した。

また、対日輸出に係るゴマの残留農薬の管理状況等についての現地調査を行った。

(8) 日中食品安全推進イニシアチブ

平成 22 年 5 月、日中両国大臣により、「日中食品安全推進イニシアチブに関する日本国厚生労働省と中華人民共和国国家質量監督検査検疫総局との覚書（以下「覚書」という。）」への署名が行われ、閣僚級会議及び実務者レベル協議・現地調査等を実施し、両国で輸出入される食品等の安全分野における交流及び協力を促進させていくこととなった。

平成 26 年度は、期限切れ鶏肉等を使用して製造された加工食品に関する事案を受け、8 月に実務者レベル協議（特別開催）（於中国）を行った。

実務者レベル協議（特別開催）では、中国側からは、使用期限切れ鶏肉等を加工した食品の製造の問題に関する事実関係の説明、中国国内及び輸出に係る食品の安全性確保について説明がなされた。日本側からは、中国国内及び輸出食品の衛生対策に係る関係機関の連携の下で、最終的な調査結果を踏まえ、効果的かつ実効性のある再発防止策を講じるよう要請するとともに、引き続き我が国に輸出する食品の安全性を確保するよう要請した。

なお、日中食品安全推進イニシアチブに関する結果等については、下記 URL に掲載している。

(9) 法第 8 条及び第 17 条に基づく包括的輸入禁止規定

厚生労働大臣が特定の国等の特定の食品について検査を要せずに包括的に輸入・販売を禁止出来る仕組みとして包括的輸入禁止措置を食品衛生法第 8 条及び第 17 条に基づき定めている。これについては、「食品衛生法第 8 条第 1 項及び第 17 条第 1 項等に基づく特定食品等の販売、輸入等禁止処分の取扱い指針(ガイドライン)」(平成 14 年 9 月 6 日付け食発第 0906001 号別添)により、直近 60 件の検査命令による違反率が 5%を超えた品目について、包括的輸入禁止措置発動前に輸出国に対し衛生管理状況を確認するとともに、改善対策を要請することとしているが、平成 26 年度においては、要請及び当該措置の発動対象となる食品等はなかった。

(10) 輸入者への自主的な衛生管理の実施に係る指導

計画を踏まえ、輸入者に対し、食品等を輸入しようとする場合、生産者・製造者等から必要な資料を入手するなどにより、事前にその安全性を確認するとともに、我が国に初めて輸入しようとするものや同種の食品で違反事例のあるもの等については、事前に検疫所に相談するよう検疫所が実施する説明会等により指導を行った。



検疫所による説明会

また、輸入者に対する食品衛生に関する知識の向上を目的として、関係団体等が開催する講習会及び研修会へ厚生労働省本省及び検疫所の担当官を派遣した結果、輸入者はおおむね内容を理解し、効果的な結果であることが確認できた。平成 26 年度の検疫所の輸入食品相談指導室における輸入前指導(いわゆる輸入相談)実績(表 12)をみると、品目別に 24,360 件の輸入相談を実施し、このうち事前に法に適合しないことが判明した事例は 257 件(延べ 358 件)であった。

法に適合しない事例を条文別(表 13)にみると、残留農薬の基準、添加物の使用基準等の規格基準に係る法第 11 条違反該当の延べ 186 件(52.0%:違反件数(延べ 358 件)に対する割合)が最も多く、次いで指定外添加物の使用に係る法第 10 条違反該当の延べ 162 件(45.3%)と続いている。

また、国別にみると(表 14)、米国が延べ 117 件(32.7%)と最も多く、次いで台湾が延べ 32 件(8.9%)、イタリアが延べ 26 件(7.3%)と続いている。主な違反該当事例をみると、米国では、健康食品に対する指定外添加物の使用、台湾ではジャム類に対する保存料の対象外使用、イタリアではソース類に対する保存料の対象外使用などの違反該当事例が上位を占めている。

なお、これら輸入相談において、法に適合しないことが判明した場合には、輸入者に対し、法に適合するよう適切な対策を講じ、改善が図られるまで輸入を見合わせるよう指導を行った。また、改善の結果、法に適合することが書類等で確

認できたものについても、必要に応じて、事前に当該食品等が規格基準等を満たしているか否かを検査等により確認するよう指導を行った。

(11) 輸入食品等の違反情報の公表及び都道府県等との連携

食品衛生上の危害の状況を明らかにするため、法第 63 条の規定に基づき、法に違反した輸入者の名称、対象輸入食品等の違反情報を厚生労働省ホームページに掲載し、公表した。また、違反者の名称等の公表に併せ、改善措置の内容、違反原因、廃棄等の措置状況等についても、判明次第公表した。

さらに、輸入時の検査で違反が判明したもののうち、違反判明時に既に通関していた輸入食品等については、関係都道府県等と連携を図り、迅速な回収等を行った。都道府県等による国内流通時の検査等において違反が発見された輸入食品等（**表 15**）については、必要に応じ検査強化を行った。

表 1 届出・検査・違反状況(平成 26 年度)

届出件数 (件)	輸入重量 (千トン)	検査件数 ^{※1} (件)	割合 ^{※2} (%)	違反件数 (件)	割合 ^{※2} (%)
2,216,012	32,412	195,390 (58,727) ^{※3}	8.8	877 (251) ^{※3}	0.04 (0.43) ^{※3}
(前年度実績) 2,185,480	30,982	201,198	9.2	1,043	0.05

※1 行政検査、登録検査機関検査、外国公的機関検査の合計から重複を除いた数値

※2 届出件数に対する割合

※3 検査命令に係る数値

表 2 モニタリング検査実施状況(平成 26 年度)

食品群	検査項目※1	年度計画件数	実施件数	違反件数
畜産食品 牛肉、豚肉、鶏肉、馬肉、その他食鳥肉等	抗菌性物質等	1,909	2,059	1
	残留農薬	1,191	1,694	0
	添加物	118	147	0
	病原微生物	686	663	0
	成分規格等	295	375	0
	放射線照射	29	30	0
畜産加工食品 ナチュラルチーズ、食肉製品、アイスクリーム、 冷凍食品(肉類)等	SRM除去	2,500	1,490	0
	抗菌性物質等	2,266	2,297	0
	残留農薬	1,697	1,848	0
	添加物	1,247	1,422	0
	病原微生物	3,584	3,530	4
	成分規格等	1,547	1,675	2
水産食品 二枚貝、魚類、甲殻類(エビ、カニ)等	カビ毒	-	9	0
	抗菌性物質等	2,752	2,724	1
	残留農薬	1,613	2,132	0
	添加物	297	289	0
	病原微生物	1,074	1,542	0
	成分規格等	539	489	0
水産加工食品 魚類加工品(切り身、乾燥、すり身等)、冷凍食 品(水産動物類、魚類)、魚介類卵加工品等	放射線照射	34	29	0
	抗菌性物質等	3,757	4,605	4
	残留農薬	3,904	5,034	4
	添加物	1,927	2,479	1
	病原微生物	4,063	4,413	2
	成分規格等	2,867	2,966	29
農産食品 野菜、果実、麦類、とうもろこし、豆類、落花生、 ナッツ類、種実類等	カビ毒	-	7	0
	放射線照射	-	9	0
	抗菌性物質等	2,979	3,022	0
	残留農薬	9,129	10,838	45
	添加物	774	782	0
	病原微生物	1,495	1,388	0
	成分規格等	355	405	1
	カビ毒	2,871	2,821	3
農産加工食品 冷凍食品(野菜加工品)、野菜加工品、果実 加工品、香辛料、即席めん類等	遺伝子組換え食品	235	468	0
	放射線照射	119	135	0
	抗菌性物質等	598	599	0
	残留農薬	8,148	9,118	6
	添加物	4,222	5,137	1
	病原微生物	956	1,257	0
	成分規格等	2,499	2,869	12
	カビ毒	2,594	2,798	1
その他の食料品 健康食品、スープ類、調味料、菓子類、食用油 脂、冷凍食品等	遺伝子組換え食品	427	181	1
	放射線照射	424	438	0
	残留農薬	1,434	1,578	0
	添加物	2,685	2,954	4
	病原微生物	-	12	0
飲料 ミネラルウォーター類、清涼飲料水、 アルコール飲料等	成分規格等	598	426	2
	カビ毒	1,135	1,158	0
	放射線照射	-	5	0
	残留農薬	358	403	0
添加物 器具及び容器包装 おもちゃ	添加物	1,374	1,520	0
	成分規格等	657	726	2
	カビ毒	118	123	0
	成分規格等	1,433	1,462	14
総計(延数) 年度計画件数総計には、検査強化分として6,530 件を計上		94,043	96,580 実施率約103%	140※2

※1 検査項目の例

- ・抗菌性物質等: 抗生物質、合成抗菌剤、ホルモン剤等
- ・残留農薬: 有機リン系、有機塩素系、カーバメイト系、ピレスロイド系等
- ・添加物: 保存料、着色料、甘味料、酸化防止剤、防ばい剤等
- ・病原微生物(腸管出血性大腸菌 O26、O103、O104、O111、O121、O145 及び O157 並びにリステリア・モノサイトゲネス等)
- ・成分規格等: 成分規格で定められている項目(細菌数、大腸菌群等)、貝毒(下痢性貝毒、麻痺性貝毒)等
- ・カビ毒: アフラトキシン、デオキシニバレノール、パツリン等
- ・遺伝子組換え食品: 安全性未審査遺伝子組換え食品
- ・放射線照射: 放射線照射の有無

※2 検査項目別の延べ件数

表3 平成26年度にモニタリング検査を強化^{※1}した品目
(平成27年3月31日現在^{※2})

対象国・地域	対象食品	検査項目
中国	あげまきがい	プロメトリン
	ウニ(生食用)	腸炎ビブリオ最確数(MPN) ^{※3}
	花椒(学名: <i>Zanthoxylum bungeanum</i>)	アフラトキシン
	くわい	パクロボトラゾール
	ごまの種子	ジコホール
	さといも(タロイモ)	クロルピリホス
	たこ	フラゾリドン
	にんじん	トリアジメノール
	未成熟えんどう	ジニコナゾール、ピリダベン
	養殖えび	スルファメトキサゾール
	レイシ(ライチ)	4-クロルフェノキシ酢酸
	わけぎ	ジフェノコナゾール
タイ	えだまめ	トリアゾホス
	オオバコエンドロ	シベルメトリン
	おくら	イソプロチオラン
	カミメボウキ	EPN、クロルピリホス
	ニオイタコノキ	2,4-D
	未成熟えんどう	フルシラゾール
韓国	アカガイ(生食用)	腸炎ビブリオ最確数(MPN) ^{※4}
	鰻	オフロキサシン
	ししとう	トリシクラゾール、ヘキサコナゾール
ニュージーランド	グリーンピース	ハロキシホップ
	にんじん	メタミドホス
米国	セロリ	ピフェントリン
	ブルーベリー	ブプロフェジン
アルゼンチン	チアシード	ピリミホスメチル
インドネシア	ゆでがに(生食用)	腸炎ビブリオ ^{※3}
エチオピア	生鮮コーヒー豆	クロルピリホス
オーストラリア	綿実	アフラトキシン
グアテマラ	ブロッコリー	プロフェノホス
コロンビア	生鮮コーヒー豆	クロルピリホス
台湾	にんじん	メタミドホス
フィリピン	ウニ(生食用)	腸炎ビブリオ最確数(MPN) ^{※5}
フランス	ほろほろ鳥肉	プロチゾラム
ベトナム	養殖えび	スルファジアジン
ボリビア	ごまの種子	ハロキシホップ

対象国・地域	対象食品	検査項目
ホンジュラス	生鮮コーヒー豆	クロルピリホス
メキシコ	アボカド	アセフェート
ルーマニア	りんごジュース及び原料用りんご果汁	パツリン

※1 平成 26 年度における違反発見後のモニタリング検査強化は、通常、全届出件数の 30%を対象に検査を実施した。また輸入実績又は検査実績に基づき検査命令を解除した品目についても同様の扱いとした。ただし、検査強化後 60 件もしくは1年の間に再度同一の違反事例が無い場合、通常の監視体制とした。

※2 表4に含まれる品目を除く。

※3 夏期の検査強化として全届出件数の 30%を対象に検査を実施(平成 26 年6月～10 月)

※4 夏期の検査強化として全届出件数(100%)を対象に検査を実施(平成 26 年6月～10 月)

※5 夏期の検査強化として全届出件数の 30%を対象に検査を実施したところ、食品衛生法違反の事例があったことから、全届出件数(100%)を対象に検査を実施(平成 26 年6月～10 月)

表 4 平成 26 年度にモニタリング検査強化後検査命令へ移行した品目

対象国・地域	対象食品	検査項目
韓国	青とうがらし	ジフェノコナゾール、フルキンコナゾール
	トマト	フルキンコナゾール
タイ	オオバコエンドロ	クロルピリホス
	ドリアン	メタラキシル及びメフェノキサム
インド	ひよこ豆	グリホサート
オランダ	キャベツ	ペンシクロン
ガーナ	カカオ豆	シベルメトリン、フェンバレレート
中国	たまねぎ	チアメキサム
バングラデシュ	クミンの種子	プロフェノホス
フィリピン	マンゴー	フェントエート
ブルキナファソ	ごまの種子	イミダクロプリド
ベトナム	かわはぎ	クロラムフェニコール

表 5 平成 26 年度に直ちに検査命令へ移行した品目

対象国・地域	対象品目	検査項目
イタリア	非加熱食肉製品(製造者限定)	リステリア・モノサイトゲネス
	ピスタチオナッツ加工品	アフラトキシン
スペイン	非加熱食肉製品(製造者限定)	リステリア・モノサイトゲネス
	ピスタチオナッツ加工品	アフラトキシン
フランス	ナチュラルチーズ(製造者限定)	腸管出血性大腸菌 O26
	非加熱食肉製品(製造者限定)	リステリア・モノサイトゲネス
イラン	ピスタチオナッツ加工品	アフラトキシン
インド	フェネグリーク	アフラトキシン
韓国	養殖ひらめ(養殖業者限定)	<i>Kudoa septempunctata</i>
シリア	ピスタチオナッツ加工品	アフラトキシン
スイス	非加熱食肉製品(製造者限定)	リステリア・モノサイトゲネス
台湾	食品(製造者限定)	サイクラミン酸
中国	食品(製造者限定)	サイクラミン酸
ナイジェリア	ごまの種子	アフラトキシン
パラグアイ	チアシード	アフラトキシン
フィリピン	生食用切り身まぐろ(製造者限定)	サルモネラ属菌

表 6 主な検査命令対象品目及び検査実績(平成 26 年度)

対象国・地域	主な対象食品	主な検査項目	検査※ 件数	違反※ 件数
全輸出国 (17 品目)	乾燥いちじく、チリペッパー、ナッツ類、落花生	アフラトキシン	11,224	77
	キャッサバ、シアン含有豆類	シアン化合物	397	5
	すじこ	亜硝酸根	295	2
中国 (19 品目)	鰻、えび、スッポン	エンロフロキサシン、クロルテトラサイクリン、スルファジミジン、マラカイトグリーン、スルファメキサゾール等	7,624	3
	野菜、果実(ほうれんそう、たまねぎ、えだまめ、レイシ(ライチ)等)、二枚貝、ウーロン茶、ゴマの種子	アセトクロール、インドキサカルブ、ジフルベンズロン、チアマトキサム、プロメトリン、ジフェノコナゾール等	18,580	29
	全ての加工食品	サイクラミン酸	586	0
	二枚貝	下痢性貝毒、麻痺性貝毒	7,615	3
	ハスの種子、花椒	アフラトキシン	37	1
韓国 (13 品目)	養殖ひらめ	エンロフロキサシン、オキシテトラサイクリン	16	0
	とうがらし、しじみ、ミニトマト	エンドスルファン、フルキンコナゾール、ジフェノコナゾール	178	7
	生食用アカガイ	腸炎ビブリオ最確数(MPN)	2	0
	二枚貝	下痢性貝毒、麻痺性貝毒	144	0
タイ (11 品目)	野菜、果実(おくら、グリーンアスパラガス、マンゴー、パナナ、マンゴスチン等)	クロルピリホス、シペルメトリン、プロフェノホス、プロピコナゾール、EPN 等	2,508	1
インド (9 品目)	養殖えび	フラゾリドン	1,278	10
	クミンの種子、とうがらし、ひよこ豆、紅茶	グリホサート、トリアゾホス、プロフェノホス、ヘキサコナゾール	125	9
	ケツメイシ、ひよこ豆、フェネグリーク	アフラトキシン	121	0
イタリア (8 品目)	ゴルゴンゾーラチーズ、ナチュラルチーズ、非加熱食肉製品	リステリア・モノサイトゲネス	1,726	11
	くり、とうもろこし、ピスタチオナッツ	アフラトキシン	502	6
米国 (6 品目)	ナチュラルチーズを主要原料とする食品、非加熱食肉製品	リステリア・モノサイトゲネス	18	0
	とうもろこし、ピスタチオナッツ	アフラトキシン	2,928	16
台湾 (5 品目)	にんじん	アセフェート	55	0
	全ての加工食品	サイクラミン酸	76	0
	切り身のセラピア	一酸化炭素	3	0
その他(29 カ国、総 55 品目)			39,308	75
総 計			95,346	255

※検査件数及び違反件数は延べ件数

表 7 条文別違反事例(平成 26 年度)

違反条文	違反件数 (件)	構成比 (%)	主な違反内容
第6条 (販売等を禁止される食品及び添加物)	245	26.8	とうもろこし、落花生、アーモンド、乾燥イチジク、ハトムギ、ピスタチオナッツ、とうがらし、ナツメグ、くるみ、ごまの種子、フェネグリーク、くり、ハスの種子等のアフラトキシンの付着、有毒魚類の混入、下痢性貝毒の検出、シアン化合物の検出、非加熱食肉製品、ナチュラルチーズからのリステリア・モノサイトゲネス検出 ^{※3} 、米、小麦、菜種、大豆等の輸送時における事故による腐敗・変敗・カビの発生等
第9条 (病肉等の販売等の禁止)	3	0.3	衛生証明書の不添付
第10条 (添加物等の販売等の制限)	54	5.9	TBHQ、キノリンイエロー、パテントブルーV、サイクラミン酸、アゾルビン、パラオキシ安息香酸メチル、ヨウ素化塩、アシッドブルー3ナトリウム、アミド化ペクチン、ホウ酸、ヨウ素酸カリウム、一酸化炭素、塩化メチレンの指定外添加物の使用
第11条 (食品又は添加物の基準及び規格)	539	59.0	野菜及び冷凍野菜の成分規格違反(農薬の残留基準違反)、水産物及びその加工品の成分規格違反(動物用医薬品の残留基準違反、農薬の残留基準違反等)、その他加工食品の成分規格違反(大腸菌群陽性等)、添加物の使用基準違反(二酸化硫黄、ソルビン酸、安息香酸等)、添加物の成分規格違反、放射性物質の検出等
第18条 (器具又は容器包装の基準及び規格)	70	7.7	器具・容器包装の規格違反 原材料の材質別規格違反
第62条 (おもちゃ等への準用規定)	2	0.2	おもちゃ又はその原材料の規格違反
総計	913(延数) ^{※1} 877(実数) ^{※2}		

※1 検査項目別の延べ件数

※2 検査対象となった届出の件数

※3 基準改定前に違反となったもの

表 8-① 微生物規格の国別、品目別、違反内容別違反件数(平成 26 年度)

生産国・地域	品目分類	違反内容	件数※
中国	冷凍食品(野菜)	E. coli(7)、大腸菌群(7)、細菌数(2)	70
	冷凍食品(その他の食料品)	細菌数(3)、大腸菌群(3)、E. coli(3)	
	冷凍食品(魚類)	細菌数(6)、大腸菌群(3)、E. coli	
	加熱食肉製品	大腸菌群(4)、E. coli(3)	
	生食用冷凍鮮魚介類	大腸菌群(5)	
	冷凍食品(いか)	細菌数(4)、大腸菌群、E. coli	
	魚肉ねり製品	大腸菌群(2)	
	ゆでがに	細菌数(2)	
	ゆでだこ	細菌数、大腸菌群	
	冷凍食品(貝類)	細菌数、大腸菌群	
	冷凍食品(水産動物類)	細菌数、大腸菌群	
	冷凍食品(畜産物)	細菌数、大腸菌群、E. coli	
	冷凍食品(その他の農産加工品)	細菌数、大腸菌群	
	容器包装詰加圧加熱殺菌食品	発育しうる微生物	
	冷凍食品(豆類)	細菌数	
タイ	冷凍食品(えび)	細菌数(3)、大腸菌群(2)、E. coli(2)	28
	生食用冷凍鮮魚介類	大腸菌群(5)	
	加熱食肉製品	E. coli(4)	
	冷凍食品(いか)	細菌数(2)、大腸菌群(2)	
	魚肉ねり製品	大腸菌群(3)	
	冷凍食品(その他の食品)	細菌数(2)	
	容器包装詰加圧加熱殺菌食品	発育しうる微生物	
	冷凍食品(魚類)	E. coli	
	冷凍食品(水産動物類)	大腸菌群	
韓国	生食用鮮魚介類	大腸菌群(5)、腸炎ビブリオ最確数(MPN)	22
	魚肉ねり製品	大腸菌群(4)	
	冷凍食品(貝類)	大腸菌群(2)、細菌数、E. coli	
	容器包装詰加圧加熱殺菌食品	発育しうる微生物(3)	
	粉末清涼飲料	大腸菌群	
	ミネラルウォーター	大腸菌群	
	冷凍食品(魚類)	大腸菌群	
	冷凍食品(水産動物類)	細菌数	
	冷凍食品(その他の食品)	細菌数	

生産国・地域	品目分類	違反内容	件数※
ベトナム	生食用冷凍鮮魚介類	大腸菌群(3)、細菌数(2)	18
	冷凍食品(いか)	大腸菌群(2)、E. coli	
	冷凍食品(えび)	大腸菌群(2)、E. coli	
	冷凍食品(果実)	大腸菌群(3)	
	冷凍食品(野菜)	大腸菌群(2)	
	魚肉ねり製品	大腸菌群	
	冷凍食品(貝類)	細菌数	
フィリピン	生食用冷凍鮮魚介類	大腸菌群(4)、細菌数(2)、腸炎ビブリオ最確数(MPN)	15
	魚肉ねり製品	大腸菌群(3)	
	原料用果汁	大腸菌群(2)	
	冷凍食品(果実)	大腸菌群(2)	
	冷凍食品(その他の食品)	大腸菌群	
インドネシア	冷凍食品(えび)	細菌数(2)、E. coli(2)	12
	生食用冷凍鮮魚介類	大腸菌群(2)、細菌数	
	ゆでがに	細菌数、大腸菌群	
	ゆでだこ	細菌数、大腸菌群	
	冷凍食品(水産動物類)	大腸菌群	
フランス	冷凍食品(その他の食品)	大腸菌群(2)、細菌数	9
	バター	大腸菌群(2)	
	冷凍食品(果実)	大腸菌群、細菌数	
	粉末清涼飲料	大腸菌群	
	冷凍食品(その他の農産加工品)	大腸菌群	
イタリア	アイスクリーム	大腸菌群(3)	6
	加熱食肉製品	クロストリジウム菌	
	冷凍食品(魚類)	E. coli	
	冷凍食品(野菜)	E. coli	
チリ	生食用冷凍鮮魚介類	大腸菌群(3)、細菌数	4
ブラジル	氷菓	大腸菌群(2)、細菌数	4
	加熱食肉製品	E. coli	
インド	冷凍食品(えび)	細菌数	3
	冷凍食品(その他の農産加工品)	大腸菌群	
	冷凍食品(その他の食品)	細菌数	

生産国・地域	品目分類	違反内容	件数※
台湾	原料用果汁	大腸菌群	3
	冷凍食品(果実飲料)	大腸菌群	
	冷凍食品(その他の食品)	細菌数	
ポーランド	粉末清涼飲料	細菌数(2)	2
オランダ	冷凍食品(野菜)	E. coli	1
スペイン	粉末清涼飲料	大腸菌群	1
ドイツ	粉末清涼飲料	細菌数	1
トルコ	原料用果汁	大腸菌群	1
ノルウェー	生食用冷凍鮮魚介類	大腸菌群	1
パキスタン	容器包装詰加圧加熱殺菌食品	発育しうる微生物	1
ベルギー	清涼飲料水	大腸菌群	1
香港	冷凍食品(魚類)	細菌数	1
マレーシア	冷凍食品(その他の食品)	細菌数	1
南アフリカ	粉末清涼飲料	大腸菌群	1
モーリシャス	生食用冷凍鮮魚介類	大腸菌群	1
総計			207

※件数は、違反内容の延べ件数

表 8-② 残留農薬の国別、品目別、違反内容別違反件数(平成 26 年度)

生産国・地域	品目分類	違反内容		件数 ^{※1}
		基準値あり	一律基準	
中国	たまねぎ		チアトキサム(26)	49
	あさり		フロトリン(6)	
	レイシ(ライチ)	ジフルベンスロン(2)、4-クロルフェノキシ酢酸		
	さといも類	クロルピリホス(3)		
	はまぐり		フロトリン(2)	
	ウーロン茶		イントキサカルブ(2)	
	アスパラガス		アトリン	
	えだまめ		ジフェコナゾール	
	くわい		パクロトトラゾール	
	しそ(大葉を含む)		イソプロカルブ(MIPC)	
	ぜんまい		アセトクロール	
	未成熟さやえんどう		ピリダベン	
	わけぎ		ジフェコナゾール	
	ガーナ	カカオ豆	シペルメリン(42)、 イミダクロプリド(2)	
韓国	赤とうがらし		ジフェコナゾール(7)	16
	青とうがらし		ジフェコナゾール(2)、 フルキンコナゾール(2)	
	トマト		フルキンコナゾール(3)	
	ししとう	トリクラゾール、ヘキサコナゾール		
タイ	オオバコエンドロ	クロルピリホス(3)、シペルメリン(2)		13
	赤とうがらし		ジフェコナゾール(2)	
	ドリアン		メタキシル及びメフェノキサム(2)	
	えだまめ		トリアゾホス	
	おくら		イソプロチオラン	
	カミメボウキ	クロルピリホス		
	ニオイタコノキ	2,4-D		
エクアドル	カカオ豆		2,4-D(10)	10
インド	とうがらし		トリアゾホス(6)	9
	クミン	プロフェノホス(2)		
	ひよこ豆	グリホサート		
タンザニア	ゴマの種子		イミダクロプリド(5)	5
ニュージーランド	グリーンピース		ハロキシホップ(4)	5
	にんじん	メタミドホス		
ブルキナファソ	ゴマの種子		イミダクロプリド(5)	5
フィリピン	マンゴー		フェントエート(PAP)(4)	4
ノルウェー	鯨肉	デイルトリン(3)		3
パラグアイ	ゴマの種子		カルハリル(NAC)(3)	3
バングラデシュ	クミン	プロフェノホス(3)		3
米国	ココア粉		2,4-D	3
	とうがらし		トリアゾホス	
	ブルーベリー		プロフェジン	

生産国・地域	品目分類	違反内容		件数 ^{※1}
		基準値あり	一律基準	
ベトナム	ピーマン		ジフェノコナゾール(3) ^{※2}	3
ベネズエラ	カカオ豆		2,4-D(3)	3
ミャンマー	ぐちすり身		クロルピリホス(2)	3
	ゴマの種子		イミダクロプリト	
アルゼンチン	チアシード	2,4-D、ピリミホスメチル		2
オランダ	キャベツ		ペンシクロン(2)	2
メキシコ	アボカド	メタミトホス		2
	未成熟さやいんげん		フロニカミト	
エチオピア	生鮮コーヒー豆	クロルピリホス		1
オーストラリア	菜種		フェニトロチオン(MEP)	1
グアテマラ	ブロッコリー	プロフェノホス		1
コートジボワール	カカオ豆		2,4-D	1
コロンビア	生鮮コーヒー豆	クロルピリホス		1
香港	ウーロン茶	フィプロニル		1
ホンジュラス	生鮮コーヒー豆	クロルピリホス		1
総計				195

※1 件数は、違反内容の延べ件数

※2 改正前の基準値で違反となったもの

表 8-③ 有毒・有害物質及び病原微生物等の国別、品目別、違反内容別違反件数
(平成 26 年度)

生産国・地域	品目分類	違反内容	件数※
米国	アーモンド	アフラトキシン(13)	43
	とうもろこし	アフラトキシン(11)	
	落花生	アフラトキシン(9)	
	ピスタチオナッツ	アフラトキシン(4)	
	くるみ	アフラトキシン(2)	
	チョコレート類	アフラトキシン	
	健康食品	シアン化合物	
	菓子類	アフラトキシン	
	ナツメグ(肉づく)	アフラトキシン	
中国	落花生	アフラトキシン(19)	28
	あかがい	下痢性貝毒(3)	
	ハトムギ	アフラトキシン(2)	
	とうがらし	アフラトキシン(2)	
	ハスの種子	アフラトキシン	
	調味料	アフラトキシン	
	イタリア	非加熱食肉製品	
ピスタチオナッツペースト		アフラトキシン(5)	
ナチュラルチーズ		リステリア・モノサイトゲネス(3)	
とうがらし		アフラトキシン	
洋菓子		シアン化合物	
くりの調整品		アフラトキシン	
ナイジェリア	ゴマの種子	アフラトキシン(11)	11
インド	とうがらし	アフラトキシン(3)	6
	落花生	アフラトキシン(2)	
	フェネグリーク	アフラトキシン	
トルコ	乾燥いちじく	アフラトキシン(3)	6
	茶の代用品	シアン化合物(2)	
	ナツメグ(肉づく)	アフラトキシン	
フランス	果実の調整品	放射性物質	5
	アップルジュース	パツリン	
	非加熱食肉製品	リステリア・モノサイトゲネス	
	くりの調整品	アフラトキシン	
	ピスタチオナッツ	アフラトキシン	
イラン	ピスタチオナッツ	アフラトキシン(3)	4
	乾燥いちじく	アフラトキシン	
スペイン	非加熱食肉製品	リステリア・モノサイトゲネス(3)	4
	アーモンド	アフラトキシン	
ブラジル	キャッサバの粉	シアン化合物(3)	4
	落花生	アフラトキシン	
インドネシア	落花生	アフラトキシン(2)	3
	ナツメグ(肉づく)	アフラトキシン	
タイ	とうがらし	アフラトキシン(2)	3
	ピスタチオナッツ	アフラトキシン	
シンガポール	菓子類	シアン化合物	2
	ミックスナッツ	アフラトキシン	

生産国・地域	品目分類	違反内容	件数※
スリランカ	豆類の調整品	アフラトキシン	2
	ミックススパイス	アフラトキシン	
フィリピン	キャッサバ加工品	シアン化合物	2
	まぐろ(生食用)	サルモネラ属菌	
南アフリカ共和国	落花生	アフラトキシン(2)	2
ミャンマー	落花生	アフラトキシン	2
	バター豆	シアン化合物	
カナダ	亜麻の種子	シアン化合物	1
ギリシャ	ピスタチオナッツ	アフラトキシン	1
クロアチア	菓子類	アフラトキシン	1
スイス	非加熱食肉製品	リステリア・モノサイトゲネス	1
デンマーク	農産加工品	アフラトキシン	1
ネパール	ミックススパイス	アフラトキシン	1
ベトナム	ばらはた	有毒魚類の混入	1
パラグアイ	チアシード	アフラトキシン	1
ベラルーシ	その他のきのこ類	放射性物質	1
ルーマニア	アップルジュース	パツリン	1
総計			163

※件数は、違反内容の延べ件数

表 8-④ 添加物の国別、品目別、違反内容別違反件数(平成 26 年度)

生産国・地域	品目分類	違反内容	件数※
中国	塩蔵たけのこ	二酸化硫黄(2)	15
	健康食品	サイクラミン酸、ソルビン酸	
	野菜の調整品	TBHQ、サイクラミン酸	
	果実の調整品	二酸化硫黄	
	シロップ漬け(果実)	サイクラミン酸	
	調味乾製品	ソルビン酸	
	調味料	ソルビン酸カリウム	
	菜種油	TBHQ	
	水煮(きのこ)	二酸化硫黄	
	冷凍えび	二酸化硫黄	
	冷凍食品(畜産物)	ソルビン酸	
	冷凍食品(その他加工品)	ポリソルベート	
イタリア	果実酢	二酸化硫黄(3)	12
	ブランデー	メタノール(2)	
	食酢	アゾルビン、二酸化硫黄	
	チョコレート類	パテントブルーV	
	漬け物(オリーブ)	グルコン酸第一鉄	
	ナチュラルチーズ	ナタマイシン(ピマリシン)	
	農産加工品	ソルビン酸	
	その他加工品	パテントブルーV	
ドイツ	リキュール類	パテントブルーV(4)、キノリンイエロー	11
	調理用ミックス	ヨウ素化塩(3)	
	キャンディー類	アシッドブルー3 ナトリウム	
	チョコレート類	ヨウ素化塩	
	フルーツブランデー	メタノール	
タイ	調味料	安息香酸(3)	8
	果実の調整品	二酸化硫黄	
	乾燥野菜	二酸化硫黄	
	農産加工品	二酸化硫黄	
	米菓	TBHQ	
	水煮(野菜)	二酸化硫黄	
フランス	チョコレート類	アゾルビン(3)、キノリンイエロー(2)、パテントブルーV	7
	キャビア	ホウ酸	
米国	いったカフェインレスコーヒー豆	塩化メチレン(2)	6
	すじこ	亜硝酸根(2)	
	健康食品	パラオキシ安息香酸メチル	
	ビスケット類	TBHQ	

生産国・地域	品目分類	違反内容	件数※
マレーシア	冷凍食品(その他加工品)	安息香酸(4)	6
	果汁入り飲料	二酸化硫黄	
	ショートニング	TBHQ	
韓国	かずのこ	ポリソルベート	5
	からしめんたいこ	亜硝酸根	
	魚の内臓加工品	ポリソルベート	
	すじこ	亜硝酸根	
	とうがらし味噌	ソルビン酸	
ブラジル	キャッサバの粉	BHT(3)	5
	加熱食肉製品	亜硝酸根	
	調理用ミックス	TBHQ	
スペイン	キャンディー類	アゾルビン(2)	4
	オリーブ油	ソルビン酸	
	ベーカリー製品	パテントブルーV	
ミャンマー	塩蔵たけのこ	二酸化硫黄(2)	4
	冷凍えび	二酸化硫黄(2)	
トルコ	野菜の調整品	二酸化硫黄(3)	3
ベトナム	タピオカデンプン	二酸化硫黄	3
	ゆでだこ	二酸化硫黄	
	冷凍食品(水産動物類)	二酸化硫黄	
ベルギー	キャンディー類	アシッドブルー3 ナトリウム	3
	酒類	アゾルビン	
	チョコレート類	キノリンイエロー	
香港	中華菓子	TBHQ(2)	3
	乾燥うめ	サイクラミン酸	
インド	シロップ	アゾルビン	2
	冷凍食品(穀類調整品)	TBHQ	
インドネシア	チリソース	安息香酸	2
	ビスケット類	TBHQ	
オランダ	ビスケット類	ソルビン酸(2)	2
カナダ	酒類	ソルビン酸	2
	冷凍食品(穀類調整品)	プロピオン酸	
台湾	からすみ	サイクラミン酸	2
	シロップ	アセスルファムカリウム	
ペルー	揚げ豆類	TBHQ	2
	果実の調整品	TBHQ	
イスラエル	シロップ	サイクラミン酸	1
英国	農産加工品	アミド化ペクチン	1
エクアドル	スナック菓子類	TBHQ	1

生産国・地域	品目分類	違反内容	件数※
オーストラリア	健康食品	パラオキシ安息香酸メチル	1
オーストリア	チョコレート類	パテントブルーV	1
ギリシャ	冷凍えび	二酸化硫黄	1
クロアチア	食塩	ヨウ素酸カリウム	1
タジキスタン	乾燥あんず	二酸化硫黄	1
パナマ	冷凍まぐろ	一酸化炭素	1
ハンガリー	フルーツブランデー	メタノール	1
フィリピン	ゆでだこ	二酸化硫黄	1
フィンランド	コーヒー豆	ステアリン酸マグネシウム	1
総 計			119

※件数は、違反内容の延べ件数

表 8-⑤ 腐敗、変敗、異臭及びカビの発生の国別、品目別違反件数(平成 26 年度)

生産国・地域	品目分類	件数
米国	小麦(12)	19
	大豆(3)	
	米(2)	
	いんげん豆	
	ばれいしょ	
タイ	米(18)	18
コロンビア	コーヒー豆(10)	10
ブラジル	大豆(4)	7
	コーヒー豆(3)	
エチオピア	コーヒー豆(6)	6
ホンジュラス	コーヒー豆(6)	6
ベトナム	コーヒー豆(5)	5
カナダ	大豆(3)	4
	菜種	
オーストラリア	小麦	2
	米	
タンザニア	コーヒー豆(2)	2
インドネシア	コーヒー豆	1
東ティモール	コーヒー豆	1
フランス	小麦	1
総計		82

表 8—⑥ 器具、容器包装の国別、材質別、違反件数(平成 26 年度)

生産国・地域	材質分類	違反内容	件数※
中国	合成樹脂	蒸発残留物(21)、着色料(3)、過マンガン酸カリウム消費量(2)、鉛(2)	36
	組み合わせ	蒸発残留物(2)、過マンガン酸カリウム消費量(2)	
	磁器製	鉛(2)	
	ホウロウ引き	鉛	
	紙	着色料	
マレーシア	ゴム	亜鉛(7)	8
	錫合金	鉛	
イタリア	ゴム	亜鉛	3
	合成樹脂	カプロラクタム	
	陶磁器	鉛	
韓国	合成樹脂	蒸発残留物(2)	3
	ゴム	亜鉛	
ドイツ	ゴム	亜鉛	3
	合成樹脂	カプロラクタム	
	陶磁器	鉛	
米国	組み合わせ	蒸発残留物(2)、過マンガン酸カリウム消費量	3
香港	合成樹脂	過マンガン酸カリウム消費量(2)	3
	組み合わせ	蒸発残留物	
スウェーデン	陶磁器	カドミウム(2)	2
スペイン	合成樹脂	蒸発残留物	2
	陶磁器	鉛	
タイ	組み合わせ	亜鉛	2
	ホウロウ引き	カドミウム	
台湾	ゴム	亜鉛(2)	2
トルコ	合成樹脂	蒸発残留物	1
フランス	ゴム	亜鉛	1
ベトナム	合成樹脂	鉛	1
総 計			70

※件数は、違反内容の延べ件数

表 8-⑦ 残留動物用医薬品の国別、品目別、違反内容別違反件数(平成 26 年度)

生産国	品目分類	違反内容			件数※
		基準値超過	含有してはならない	不検出	
ベトナム	えび	オキシテトラサイクリン(4)	エンロフロキサシン(10)、スルファジアジン	フラゾリドン(AOZ として)(4)、クロラムフェニコール(2)	26
	かわはぎ			クロラムフェニコール(4)	
	いか			クロラムフェニコール	
インド	えび			フラゾリドン(AOZ として)(10)	10
中国	たこ			フラゾリドン(AOZ として)(2)	5
	鰻			マラカイトグリーン	
	えび		クオールテトラサイクリン		
	スッポン		エンロフロキサシン		
フランス	ほろほろ鳥	プロチゾラム			1
総 計					42

※ 件数は、違反内容の延べ件数

表 8-⑧ おもちゃの国別、材質別、違反件数(平成 26 年度)

生産国・地域	材質分類	違反内容	件数※
中国	組み合わせ	フタル酸ビス	2
	合成樹脂	フタル酸ビス	
総 計			2

※件数は、違反内容の延べ件数

表 9 海外情報に基づき監視強化を行った主な事例(平成 26 年度)

強化月	対象国・地域	対象食品及び内容	経緯及び対応状況
7月	デンマーク	豚肉 (ジエチルスチルベストール含有のおそれ)	デンマークにおいて、DANISH CROWN (EST. 71) が処理した豚の尿からジエチルスチルベストールが検出され、自主回収を行っているとの情報を受け、回収対象製品が輸入届出された場合には、積み戻し等を行う措置を講じた。
7月	フランス	ソフト及びセミソフトタイプのナチュラルチーズ (腸管病原性大腸菌 026 汚染のおそれ)	フランスにおいて、ソフト及びセミソフトタイプのナチュラルチーズから腸管病原性大腸菌 026 が検出され、自主回収を行っているとの情報を受け、回収対象製品が輸入届出された場合には、積み戻し等を行う措置を講じた。
9月	台湾	食品 (廃油を利用した油混入のおそれ)	台湾において、廃油を利用した油を食用油に混ぜ、食品原料として販売していたため、当該油を使用した食品を回収しているとの情報を受け、対象製造者からの食品の輸入届出がされた場合、厚生労働本省まで連絡する措置を講じた。
9月	フランス	ソフト及びセミソフトタイプのナチュラルチーズ (腸管出血性大腸菌 026 汚染のおそれ)	フランスにおいて、ソフト及びセミソフトタイプのナチュラルチーズから腸管出血性大腸菌 026 が検出されたとの情報を受け、対象製造者からの食品の輸入届出がされた場合、腸管出血性大腸菌 026 の検査命令を行う措置を講じた。
12月	スイス ドイツ	穀類調整品 (チョウセンアサガオの種子混入のおそれ)	スイスにおいて製造され、ドイツで包装された穀類調整品にチョウセンアサガオの種子が混入し、回収を行っているとの情報を受け、回収対象製品が輸入届出された場合には、積み戻し等を行う措置を講じた。
2月	オーストラリア	ワニ肉 (金属片混入のおそれ)	オーストラリア産ワニ肉に金属片が混入していたとして製造者が自主回収を行っているとの情報を受け、回収対象製品が輸入届出された場合には、積み戻し等を行う措置を講じた。

表 10 主な二国間協議・現地調査の実施事例(平成 26 年度)

対象品目 (検査命令項目等)	二国間協議	現地調査等 実施年月
インド産養殖えび (フラゾリドン)	平成 24 年 11 月から協議開始。フラゾリドンの管理について協議継続中。	—
ポーランド産牛肉 (BSE)	平成 26 年 4 月の食品安全委員会による食品健康影響評価に基づき、その範囲内で輸入を解禁するため、ポーランドと協議を行い、対日輸出プログラムの実施準備状況について、現地調査を実施し、平成 26 年 8 月にポーランド産牛肉の輸入を解禁した。	平成 26 年 6 月
中国産たまねぎ (残留農薬)	平成 26 年 8 月から協議開始。協議継続中。	—
スペイン産食肉製品及び非加熱食肉製品 (リステリア・モノサイトゲネス)	平成 26 年 10 月、スペインにおけるリステリア・モノサイトゲネスの衛生管理体制の確認のため、現地調査を実施。平成 26 年 12 月、製造者のリステリア・モノサイトゲネスに係る衛生管理について、スペイン政府より報告がなされたことから、食肉製品及び一部の製造者において製造された非加熱食肉製品について、検査命令を解除。	平成 26 年 10 月
イタリア産非加熱食肉製品、ナチュラルチーズ及びゴルゴンゾーラチーズ (リステリア・モノサイトゲネス)	平成 26 年 10 月、イタリアにおけるリステリア・モノサイトゲネスの衛生管理体制の確認のため、現地調査を実施。平成 26 年 12 月、製造者のリステリア・モノサイトゲネスに係る衛生管理について、イタリア政府より報告がなされたことから、一部の製造者において製造された非加熱食肉製品、ナチュラルチーズ及びゴルゴンゾーラチーズについて、検査命令を解除。	平成 26 年 10 月
米国産牛肉 (BSE)	平成 25 年 2 月、新たな対日輸出プログラムの遵守を輸出条件として、特定施設からの輸出を再開。対日輸出プログラムの遵守の検証のため、対日輸出認定施設の現地調査を実施。協議継続中。	平成 26 年 11 月
韓国産青とうがらし (残留農薬)	平成 27 年 1 月から協議開始。協議継続中。	—
タイ産パパイヤ (遺伝子組換え)	平成 25 年 7 月から協議開始。遺伝子組換えに係る管理について協議継続中。	—
タイ産アスパラガス、おくら、バナナ、マンゴー、マンゴスチン (残留農薬)	平成 25 年 11 月から協議開始。タイ政府において残留農薬に係る違反事例の原因究明及び再発防止対策が図られたことから、タイ政府が認める登録業者の現地調査を実施。協議継続中。	平成 27 年 2 月

対象品目 (検査命令項目等)	二国間協議	現地調査等 実施年月
カナダ産牛肉 (BSE)	平成25年2月、新たな対日輸出プログラムの遵守を輸出条件として、特定施設からの輸出を再開。対日輸出プログラムの遵守の検証のため、対日輸出認定施設の現地調査を実施。協議継続中。	平成27年3月

表 11 輸出国事前調査の実施事例(平成 26 年度)

アルゼンチン	
調査対象	アルゼンチンにおける対日輸出食品の制度調査
関係法令	<ul style="list-style-type: none"> ・食品規格(Ley No. 18.284 "Código Alimentario Argentino") ・食品安全に関する一般的かつ具体的なサーブिसに関する法律 (Decreto 4238/68 "Reglamento de inspección de productos, subproductos y derivados de origen animal") ・穀物及びその副産物の輸出登録等に関する法律 (RESOLUCIÓN EX IASCAV 44/94 "Registro de controladores y certificadores de granos y subproductos con destino a la exportación") 等
概要	<p>アルゼンチンにおける食品衛生規制について、アルゼンチン政府担当者より説明を受け、意見交換を行い、日本の輸入食品監視体制及び衛生規則についてアルゼンチン政府関係者を対象にセミナーを開催した。</p> <p>また、サーモン加工施設及び牛と畜・加工施設の現地調査を行い、管理状況等について現地調査を実施した。</p>
チリ	
調査対象	チリにおける対日輸出食品の制度調査
関係法令	<ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生法(Reglamento Sanitario de Los Alimentos DTO. No 977/96) ・農畜産サーブिसに関する規定(ESTABLECE NORMAS SOBRE EL SERVICIO AGRICOLA Y GANADERO Ley 18755) ・漁業養殖法(Ley Pesca Acuicultura) ・食品表示に関する法規(Decreto N° 12 respecto a la normativa gráfica para el etiquetado informativo en los alimentos) 等
概要	<p>チリにおける食品衛生規制について、チリ政府担当者より説明を受け、意見交換を行い、日本の輸入食品監視体制及び衛生規則について政府関係者等を対象にセミナーを開催した。</p> <p>また、養豚場・と畜場及びサーモン養殖・加工施設の現地調査を行い、動物用医薬品等の管理状況等について現地調査を実施した。</p>
パラグアイ	
調査対象	パラグアイにおける対日輸出食品の制度調査
関係法令	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生法(LEY N° 836/80) ・国立植物・種子品質防疫サーブिस局設置法(LEY N° 2459/2004) ・国家家畜衛生管理庁設置法(LEY N° 2426/2004)
概要	<p>パラグアイにおける食品衛生規制について、パラグアイ政府担当者より説明を受け、意見交換を行い、日本の輸入食品監視体制及び衛生規則についてパラグアイ政府関係者及び食品業者等を対象にセミナーを開催した。</p> <p>また、対日輸出に係るゴマの残留農薬の管理状況等についての現地調査を行った。</p>

表 12 年度別輸入食品相談指導室における輸入相談実績

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
輸入相談実施件数	14,324	15,122	13,962	12,492	11,826
品目別輸入相談件数	34,479	27,334	27,825	23,903	24,360
品目別違反該当件数	426	354	372	354	257

※輸入食品相談指導室は、小樽、仙台、成田空港、東京、横浜、新潟、名古屋、大阪、関西空港、神戸、広島、福岡、那覇の各検疫所に設置

※当該数値は、輸入食品相談指導室において、輸入に先立ち実施された事前相談のみを計上

表 13 輸入相談における条文別違反該当件数(平成 26 年度)

条文	違反該当件数(件)	構成比(%)	主な違反該当内容
第6条 (販売等を禁止される食品及び添加物)	2	0.6	ルーピン豆の使用 ふぐ(輸入を認められた形態でない)
第9条 (病肉等の販売等の禁止)	8	2.2	BSE発生国経由牛由来原材料の使用(輸入を控えるよう指導)
第10条 (添加物等の販売等の制限)	162	45.3	L-システイン、TBHQ、 α -ケトグルタル酸、アスパラギン酸カリウム、アゾルピン、アルミノケイ酸ナトリウム、カルボキシメチルセルロース、クエン酸マグネシウム、シトルリン、パントテン酸、モリブデン酸ナトリウム、ヨウ素化塩、ヨウ素酸カリウム、リンゴ酸、リン酸第二鉄、塩化クロム、酸化亜鉛、酒石酸ナトリウムカリウム、硫酸マンガン、アスパラギン酸マグネシウム等の使用
第11条 (食品又は添加物の基準及び規格)	186	52.0	製造・保存基準不適合、添加物の使用基準違反 ・製造基準不適合…清涼飲料水の殺菌不足等 ・対象外食品への使用…即席めんに安息香酸ナトリウムの使用等 ・過量使用…ジャム類にアセスルファムカリウムの使用等 ・過量残存…清涼飲料水に二酸化硫黄残存等
総計	358(延数) 257(実数)		

表 14 輸入相談における国別、品目別、違反該当内容別件数(平成 26 年度)

生産国 ・地域	品目	違反該当内容	件数*
米国	健康食品	ソルビン酸カリウム(8)、 α -ケトグルタル酸(3)、酒石酸カリウムナトリウム(3)、アスパラギン酸カリウム(3)、リンゴ酸(3)、安息香酸ナトリウム(3)、アスパラギン酸マグネシウム(3)、シトルリン(3)、重酒石酸コリン(2)、ステアリン酸マグネシウム(2)、クエン酸マグネシウム(2)、メチルコバラミン(2)、亜セレン酸ナトリウム、ピコリン酸クロム、クエン酸亜鉛、リボフラビン-5'-リン酸、グルコン酸マンガン、酸性酒石酸コリン、グルタチオン、炭酸水素カリウム、ヒドロキシクエン酸カルシウム、アセチルカルニチン、ヨウ素、クロスカルメロースナトリウム、ヨウ化カリウム、サイドロシド、グルコン酸亜鉛、乳酸マグネシウム、塩化コリン、硫酸マンガン、L-システイン、タリン、ニコキサチン、ピオチン、パントテン酸、アスパラギン酸、セレノメチオニン	117
	穀類調整品	塩化クロム(3)、硫酸マンガン(3)、酸化亜鉛(3)、ヨウ素酸カリウム(3)、モリブデン酸ナトリウム(3)、リン酸第二鉄(3)	
	粉末清涼飲料	アルミノケイ酸ナトリウム(6)、エチレンオキシド	
	菓子類	TBHQ、ソルビン酸カリウム、臭素酸カリウム、プロピオン酸カルシウム、安息香酸ナトリウム	
	清涼飲料水	安息香酸カリウム、ソルビン酸カリウム、酢酸レチノール、ソルビン酸ナトリウム、L-酒石酸カリウムナトリウム	
	調味料	ソルビン酸カリウム(4)	
	食肉製品	製造基準不適合(2)、BSE 発生国において牛由来原材料を使用	
	チョコレート類	TBHQ(3)	
	ソース類	架橋カルボキシメチルセルロースナトリウム、ステアロイル乳酸ナトリウム	
	ぶどう酒	ソルビン酸カリウム(2)	
	食品添加物 (アルゴン、グルコン酸マンガン)	指定外添加物	
	シロップ	安息香酸ナトリウム	
	冷凍食品(穀類)	プロピオン酸カルシウム	
	濾過製剤	酒石酸ナトリウムカリウム	
	その他の食品	微粒二酸化ケイ素	
台湾	ジャム類	ソルビン酸カリウム(5)、アセスルファムカリウム(5)	32
	その他の食品	ステアロイル乳酸ナトリウム(4)、アルミノケイ酸ナトリウム(2)、カルボキシメチルセルロース、ソルビン酸カリウム	
	菓子類	ソルビン酸カリウム(6)、カルミン	
	清涼飲料水	ソルビン酸カリウム(2)、製造基準不適合(2)、安息香酸ナトリウム	
	果実ピューレ	安息香酸ナトリウム	
	健康食品	ポリエチレングリコール	

生産国・地域	品目	違反該当内容	件数※
イタリア	ソース類	ソルビン酸カリウム(7)	26
	菓子類	酸化亜鉛、銅クロロフィリンナトリウム、硫酸マンガン、ヨウ化カリウム、ソルビン酸カリウム、亜セレン酸ナトリウム	
	氷菓	製造基準不適合(3)	
	カフェインレスコーヒー	酢酸エチル、塩化メチレン、ジクロロメタン	
	健康食品	アゾルビン、ステアリン酸マグネシウム	
	オリーブ(塩水漬け)	グルコン酸第一鉄	
	チョコレート類	三二酸化鉄	
	ナチュラルチーズ	ソルビン酸カリウム	
	ぶどう酒	アルゴンガス	
	冷凍食品(魚類)	ヨウ素化塩	
スペイン	清涼飲料水	パントテン酸(2)、グルクロノラクトン(2)、ソルビン酸カリウム	22
	魚類加工品	安息香酸ナトリウム、銅クロロフィル、ブラック PN	
	ヨーグルト	BSE 発生国において牛由来原料を使用(3)	
	水産動物類加工品	アスコルビン酸カリウム(2)	
	スパークリングワイン	三二酸化鉄、ソルビン酸	
	チョコレート類	パテントブルーV、アゾルビン	
	食品添加物	酵素分解ヒマワリレシチン(2)	
	食肉製品	クエン酸ナトリウム	
	ナチュラルチーズ	酢酸ビニル樹脂	
	冷凍食品(穀類)	L-システイン	
フランス	冷凍食品(穀類)	ヨウ素化塩(4)、L-システイン、L-システイン塩酸塩、ソルビン酸カリウム	17
	清涼飲料水	製造基準不適合(6)	
	リキュール	亜酸化窒素(3)	
	調味料	ソルビン酸カリウム	
タイ	カシューナッツ	ヨウ素化塩(3)、ケイ酸アルミニウムナトリウム	16
	ミックスナッツ	ヨウ素化塩(2)、ケイ酸アルミニウムナトリウム	
	菓子類	ヨウ素化塩、アセスルファムカリウム	
	果実の調整品	カルボキシメチルセルロース(2)	
	清涼飲料水	ソルビン酸カリウム	
	調味料	安息香酸ナトリウム	
	氷菓	銅クロロフィリンナトリウム	
	マカダミアナッツ	ヨウ素化塩	
	冷凍食品	ヨウ素化塩	

生産国・地域	品目	違反該当内容	件数※
中国	わかめ	食用黄色4号、食用青色1号、二酸化塩素	16
	穀類の調整品	プロピオン酸カルシウム、プロピオン酸カリウム	
	糖類	安息香酸ナトリウム、ソルビン酸カリウム	
	菓子類	プロピオン酸カリウム	
	健康食品	酢酸エチル	
	ソース類	食用黄色2号	
	大豆	シアン化水素	
	唐辛子調整品	ソルビン酸カリウム	
	農産加工品	カルボキシメチルセルロース	
	ふぐ	輸入を認められた形態でない	
	洋菓子	ソルビン酸カリウム	
	冷凍食品(穀類)	プロピオン酸カルシウム	
カナダ	清涼飲料水	ソルビン酸カリウム(4)、亜鉛キレート、クエン酸マグネシウム	11
	粉末清涼飲料水	ヨウ化カリウム、アスコルビン酸クロミウム、炭酸水素カリウム、アスコルビン酸亜鉛、グルコン酸マンガン	
韓国	健康食品	酸化亜鉛(2)、ヒドロキシプロピルメチルセルロースフタル酸塩、ポリビニルアルコール	11
	調味料	ソルビン酸カリウム(2)、カルボキシメチルセルロース	
	穀類調整品	酸化亜鉛、フマル酸第一鉄	
	冷凍食品(穀類)	保存基準不適合	
	食品添加物	ケイ酸ナトリウム	
オランダ	菓子類	ステアリン酸マグネシウム(6)	8
	シロップ漬け(果実)	安息香酸ナトリウム(2)	
ニュージーランド	氷菓	製造基準不適合(4)	8
	果実酒	ソルビン酸カリウム(2)	
	麻の実油	アルゴン	
	冷凍食品(穀類)	L-システイン	
チェコ	粉末清涼飲料	クエン酸マグネシウム(3)、リボフラビン-5'-リン酸	7
	健康食品	プロピオン酸、ソルビン酸カリウム	
	コラーゲンケーシング	BSE発生国において牛由来原料を使用	
ブラジル	清涼飲料水	ソルビン酸カリウム(2)、グルクロノラクトン	7
	果実の調整品	カルボキシメチルセルロース	
	健康食品	ポリエチレングリコール	
	粉末清涼飲料	カルボキシメチルセルロース	
	その他の食品	アセスルファムカリウム	
ミャンマー	即席めん	ソルビン酸カリウム(3)、安息香酸ナトリウム(3)、カルボキシメチルセルロース	7

生産国	品目	違反該当内容	件数※
ベトナム	清涼飲料水	製造基準不適合(4)	6
	ソース類	ソルビン酸カリウム	
	洋菓子	プロピオン酸ナトリウム	
インドネシア	健康食品	L-グルタチオン(2)、ヨウ素	5
	調味料	安息香酸ナトリウム(2)	
デンマーク	その他の食品	安息香酸ナトリウム(2)、ソルビン酸カリウム(2)	5
	ソース類	L-システイン	
マレーシア	果実の調整品	三酸化鉄、ソルビン酸カリウム	5
	清涼飲料水	ソルビン酸カリウム	
	冷凍食品(穀類)	L-システイン、BHA	
コスタリカ	清涼飲料水	製造基準不適合(4)	4
ベルギー	清涼飲料水	二酸化硫黄(3)	4
	酒精飲料	安息香酸ナトリウム	
英国	えび類	4-ヘキシルレゾルシン	3
	調味料	安息香酸	
	糖類	ソルビン酸カリウム	
ザンビア	調味料	安息香酸ナトリウム(2)、ソルビン酸カリウム	3
トルコ	菓子類	BSE発生国の牛由来原料を使用(3)	3
ハンガリー	食肉製品	保存基準不適合(2)、エチレンジアミン四酢酸カルシウム二ナトリウム	3
コロンビア	菓子類	安息香酸ナトリウム、ソルビン酸カリウム	2
ドイツ	健康食品	ビタミンK1	2
	添加物製剤	炭酸水素マグネシウム	
フィンランド	ジャム類	安息香酸ナトリウム(2)	2
インド	菓子類	プロピオン酸	1
オーストラリア	豆類	ルーピン豆	1
ケニア	菓子類	アゾルビン	1
シンガポール	茶の代用品	放射線照射	1
セントルシア	ソース類	安息香酸ナトリウム	1
不明	プラセンタ粉末	ソルビン酸カリウム	1
総計			358

※件数は、違反内容の延べ件数

表 15 国内の監視で発見された輸入食品違反事例(平成 26 年度)

生産国	品目	違反内容	件数 [※]
韓国	養殖ひらめ	<i>Kudoa septempunctata</i> (4)	4
中国	スナップエンドウ	ジニコナゾール	4
	ビーフン	安全性未審査遺伝子組換えコメ(63Bt)	
	冷凍食品(イカ)	E.coli	
	冷凍信田巻き	細菌数	
米国	ビスケット類	TBHQ	3
	乾燥もも	二酸化硫黄	
	セロリ	ピフェントリン	
スペイン	リキュール	パテントブルーV	2
	冷凍食品(たまねぎ)	細菌数	
インド	冷凍食品(グリーンピース)	E.coli	1
ギリシャ	はちみつ	クマホス	1
総計			15

※件数は、違反内容の延べ件数

(参考) 主な用語説明

用語	説明
亜鉛キレート	指定外添加物
亜酸化窒素	添加物(噴射剤)
アシッドブルー3ナトリウム	指定外添加物
亜硝酸根	添加物(発色剤)
アスコルビン酸亜鉛	指定外添加物
アスコルビン酸カリウム	指定外添加物
アスコルビン酸クロミウム	指定外添加物
アスパラギン酸	添加物(調味料)
アスパラギン酸カリウム	指定外添加物
アスパラギン酸マグネシウム	指定外添加物
アセスルファムカリウム	添加物(甘味料)
アセチルカルニチン	指定外添加物
アセトクロール	農薬(アニリド系除草剤)
アセフェート	農薬(有機リン系殺虫剤)
亜セレン酸ナトリウム	指定外添加物
アゾルビン	指定外添加物
アフラトキシン	アスペルギルス属等の真菌により産生されるカビ毒
アミド化ペクチン	指定外添加物
アメトリン	農薬(トリアジン系除草剤)
アルゴン	指定外添加物
アルゴンガス	指定外添加物
アルミノケイ酸ナトリウム	指定外添加物
安息香酸	添加物(保存料)
安息香酸カリウム	指定外添加物
安息香酸ナトリウム	添加物(保存料)
一酸化炭素	指定外添加物
イソプロカルブ	農薬(殺虫剤)
イソプロチオラン	農薬(殺菌剤)
遺伝子組換え	細菌などの遺伝子の一部を切り取って、その構成要素の並び方を変えて元の遺伝子に戻したり、別の種類の生物の遺伝子に組み入れたりする技術

用語	説明
イミダクロプリド	農薬(ネオニコチノイド系殺虫剤)
インドキサカルブ	農薬(殺虫剤)
エチレンオキサイド	指定外添加物
エチレンジアミン四酢酸カルシウム二ナトリウム	添加物(酸化防止剤)
塩化クロム	指定外添加物
塩化コリン	指定外添加物
塩化メチレン	指定外添加物
エンドスルファン	農薬(有機塩素系殺虫剤)
エンロフロキサシン	動物用医薬品(ニューキノロン系合成抗菌剤)
オフロキサシン	動物用医薬品(合成抗菌剤)
架橋カルボキシメチルセルロースナトリウム	指定外添加物
カルバリル	農薬(カーバメート系殺虫剤)
カルボキシメチルセルロース	指定外添加物
カルミン	指定外添加物
キノリンイエロー	指定外添加物
クエン酸亜鉛	指定外添加物
クエン酸一ナトリウム	指定外添加物
クエン酸マグネシウム	指定外添加物
クマホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
グリホサート	農薬(有機リン系除草剤)
グルクロノラクトン	指定外添加物
グルコン酸亜鉛	添加物(強化剤)
グルコン酸第一鉄	添加物(色調安定剤)
グルコン酸マンガン	指定外添加物
グルタチオン	指定外添加物
クロスカルロースナトリウム	指定外添加物
クロストリジウム菌	病原微生物(土壤中に広く生息しているが、人や動物の腸管内にも常在している。代表的な食中毒原因菌としてはボツリヌス菌、ウェルシュ菌がある。)
クロラムフェニコール	動物用医薬品(クロラムフェニコール系抗生物質)
クロルピリホス	農薬(有機リン系殺虫剤)

用語	説明
ケイ酸アルミニウムナトリウム	指定外添加物
ケイ酸ナトリウム	指定外添加物
下痢性貝毒	貝毒(主に有害プランクトンの産生した毒を二枚貝が蓄積し、毒化することにより引き起こされる下痢性中毒)
酵素分解ヒマワリレシチン	指定外添加物
サイクラミン酸	指定外添加物
サイドロシド	指定外添加物
酢酸エチル	添加物(溶剤)
酢酸レチノール	指定外添加物
酢酸ビニル樹脂	添加物(ガムベース)
サルモネラ属菌	病原微生物(広く自然界に生息する菌で、主に鶏卵、食肉を汚染し、腹痛、下痢、発熱を引き起こす)
酸化亜鉛	指定外添加物
酸性酒石酸コリン	指定外添加物
シアン化合物	有毒有害物質(一部豆類などの植物に含まれるシアン配糖体などのシアン関連化合物)
シアン化水素	指定外添加物
ジエチルスチルベストール	動物用医薬品(ホルモン剤)
ジクロロメタン	指定外添加物
ジコホール	農薬(有機塩素系殺虫剤)
シトルリン	指定外添加物
ジニコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
ジフェノコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
ジフルベンズロン	農薬(尿素系殺虫剤)
シペルメトリン	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
重酒石酸コリン	指定外添加物
臭素酸カリウム	添加物(小麦粉処理剤)
酒石酸ナトリウムカリウム	指定外添加物
食用黄色 2 号	指定外添加物
食用黄色 4 号	添加物(着色料)
食用青色 1 号	添加物(着色料)
ステアリン酸マグネシウム	添加物(製造用剤)

用語	説明
ステアロイル乳酸ナトリウム	添加物(乳化剤)
スルファジアジン	動物用医薬品(殺菌剤)
スルファジミジン	動物用医薬品(合成抗菌剤)
スルファメトキサゾール	合成抗菌剤(サルファ剤)
セレノメチオニン	指定外添加物
ソルビン酸	添加物(保存料)
ソルビン酸カリウム	添加物(保存料)
ソルビン酸ナトリウム	指定外添加物
タリン	指定外添加物
炭酸水素カリウム	指定外添加物
炭酸水素マグネシウム	指定外添加物
チアメキサム	農薬(ネオニコチノイド系殺虫剤)
腸炎ビブリオ	病原微生物(海(河口部、沿岸部など)に生息する菌で、主に魚介類を汚染し、腹痛、水様下痢、発熱、嘔吐を引き起こす)
腸管出血性大腸菌 026、0157 等	病原微生物(動物の腸管内に常在する菌で、糞尿を介して食品、飲料水を汚染し、初期感冒様症状のあと、激しい腹痛と大量の新鮮血を伴う血便を引き起こす)
ディルドリン	農薬(有機塩素系殺虫剤)
テトラサイクリン系抗生物質	一定のスペクトルを有する抗生物質の総称。オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン、テトラサイクリンなど
銅クロロフィリンナトリウム	添加物(着色料)
銅クロロフィル	添加物(着色料)
トリアジメノール	農薬(フェノキシ系殺菌剤)
トリアゾホス	農薬(フェノキシ系殺虫剤)
トリシクラゾール	農薬(ベンゾチアゾール系除草剤)
ナタマイシン	添加物(保存料)
ニコキサチン	指定外添加物
二酸化硫黄	添加物(酸化防止剤)
二酸化塩素	添加物(小麦粉処理剤)
乳酸マグネシウム	指定外添加物
パクロブトラゾール	農薬(トリアゾール系成長調整剤)
パツリン	カビ毒(ペニシリウム属やアスペルギルス属等の真菌によって産生される)
パテントブルーV	指定外添加物

用語	説明
パラオキシ安息香酸メチル	指定外添加物
ハロキシホップ	農薬(除草剤)
パントテン酸	指定外添加物
ビオチン	添加物(栄養強化剤)
ピコリン酸クロム	指定外添加物
ビタミン K1	指定外添加物
ヒドロキシエン酸カルシウム	指定外添加物
ヒドロキシプロピルメチルセルロースフタル酸塩	指定外添加物
ビフェントリン	農薬(殺虫剤)
ピリダベン	農薬(殺虫剤)
ピリミホスメチル	農薬(殺虫剤)
微粒二酸化ケイ素	添加物(製造用剤)
フィプロニル	農薬(ヘテロサイクリック系共力剤)
フェントロチオン	農薬(有機リン系殺虫剤)
フェントエート	農薬(有機リン系殺虫剤)
フェンバレレート	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
フタル酸ビス	可塑剤
ブプロフェジン	農薬(チアジアジン系殺虫剤)
フマル酸第一鉄	指定外添加物
フラゾリドン	動物用医薬品(ニトロフラン系合成抗菌剤)、代謝物は AOZ
ブラック PN	指定外添加物
フルキンコナゾール	農薬(殺菌剤)
フルシラゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
プロチゾラム	動物用医薬品
フロニカミド	農薬(ピリジンカルボキシアミド系殺虫剤)
プロピオン酸	添加物(保存料)
プロピオン酸カルシウム	添加物(保存料)
プロピオン酸カリウム	添加物(保存料)
プロピオン酸ナトリウム	添加物(保存料)
プロピコナゾール	農薬(殺菌剤)
プロフェノホス	農薬(有機リン系殺虫剤)

用語	説明
プロメリン	農薬(トリアジン系除草剤)
ヘキサコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
ペンシロクン	農薬(尿素系殺菌剤)
ホウ酸	指定外添加物
ポリエチレングリコール	指定外添加物
ポリソルベート	添加物(乳化剤)
ポリビニルアルコール	指定外添加物
麻痺性貝毒	貝毒(主に有害プランクトンの産生した毒を二枚貝が蓄積し、毒化することにより引き起こされる麻痺性中毒)
マラカイトグリーン	動物用医薬品(トリフェニルメタン系合成抗菌剤)
メタノール	指定外添加物
メタミドホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
メタラキシル	農薬(アニリド系殺菌剤)
メチルコバラミン	指定外添加物
メフェノキサム	農薬(アニリド系殺菌剤)
モリブデン酸ナトリウム	指定外添加物
ヨウ化カリウム	指定外添加物
ヨウ素	指定外添加物
ヨウ素化塩	指定外添加物
ヨウ素酸カリウム	指定外添加物
リステリア・モノサイトゲネス	病原微生物(自然環境中に広く常在する菌で、主に乳製品、食肉加工品を汚染し、倦怠感、発熱を伴うインフルエンザ様症状を引き起こす)
硫酸マンガン	指定外添加物
リボフラビン-5'-リン酸	指定外添加物
リンゴ酸	指定外添加物
リン酸第二鉄	指定外添加物
2,4-D	農薬(フェノキシ酸系除草剤)
4-クロルフェノキシ酢酸	農薬(成長調整剤)
4-ヘキシルレゾルシン	指定外添加物
三二酸化鉄	添加物(着色料)
BHA(ブチルヒドロキシアニソール)	添加物(酸化防止剤)
BHT(ジブチルヒドロキソトルエン)	添加物(酸化防止剤)

用語	説明
BSE(牛海綿状脳症)	牛の脳の組織にスポンジ状の変化を起こし、起立不能等の症状を示す遅発性かつ悪性の中樞神経系の疾病
EPN	農薬(有機リン系殺虫剤)
<i>Kudoa septempunctata</i>	食中毒の原因となる寄生虫の一種(粘液胞子虫)
L-グルタミン	指定外添加物
L-システイン	指定外添加物
L-システイン塩酸塩	添加物(強化剤)
L-酒石酸カリウムナトリウム	指定外添加物
TBHQ	指定外添加物
α -ケトグルタル酸	指定外添加物